

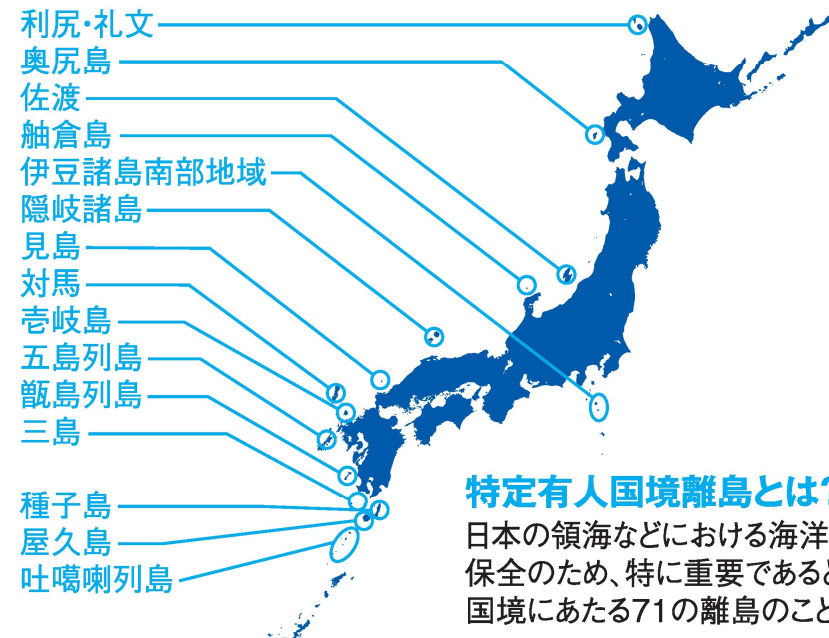
特定有人国境離島地域社会 維持推進交付金について

～雇用機会拡充事業～

1 特定有人国境離島

特定有人国境離島とは、有人国境離島法で定められた地域で、**15地域71島（8都道県29市町村）**が指定されています。また、特定有人国境離島は、継続的な居住を可能にするために環境整備が特に必要な地域であることから、航路運賃や輸送に対する支援、雇用の拡充に対する施策が図られています。

特定有人国境離島



2 雇用機会拡充事業

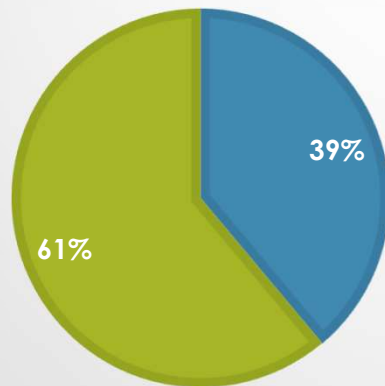
目的

特定有人国境離島地域における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、移住・定住等による人口の増加を図るため、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

実績

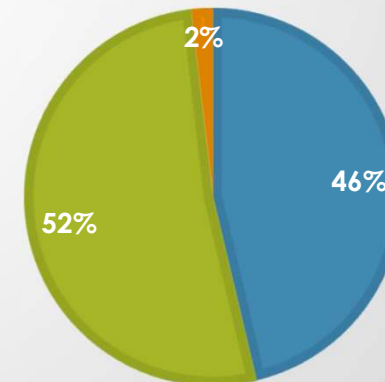
申請区分（H29～R7年度）

■創業 ■事業拡大



事業実施地域（H29～R7年度）

■上甌 ■下甌 ■全島





甌島地域創業支援事業 補助金の公募について

～令和8年度第2回公募～

1 概要・対象者

概要

甌島地域において、**雇用増を伴う創業又は事業拡大**を行う民間事業者に対し、その事業資金の一部を補助します。

対象者

対価を得て事業を営む個人又は法人で、次のいずれかに該当するもの

- ① 甌島地域内で**創業**する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 甌島地域内の事業所で**事業拡大**を行う者
- ③ 主として甌島地域の商品、サービス等の販売を目的として甌島地域以外の地域において創業する者

2 補助対象経費

補助対象経費

設備費、改修費、広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費

主な留意事項

補助対象経費については、主に次の点に留意してください。

- ① 事業を実施する上で**必要不可欠なもの**に限定すること。
- ② **事業採択日以前**に契約・支出した経費は含めないこと。
- ③ **単なる老朽化した**施設や設備の更新等は対象外
- ④ 土地・建物等の取得、使途・必要性が不明確な経費は対象外

3 実施要件

新規雇用

- ① 創業の場合、概ね3年以内に新たに従業員を雇用すること。
- ② 事業拡大の場合、事業期間内に事業拡大のために新たに従業員を雇用すること。

事業性・資金

- ① 事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ② 事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。（申請書提出時に、一定の融資の見込みが立っていること。）

4 事業計画期間

計画期間

最長5年間

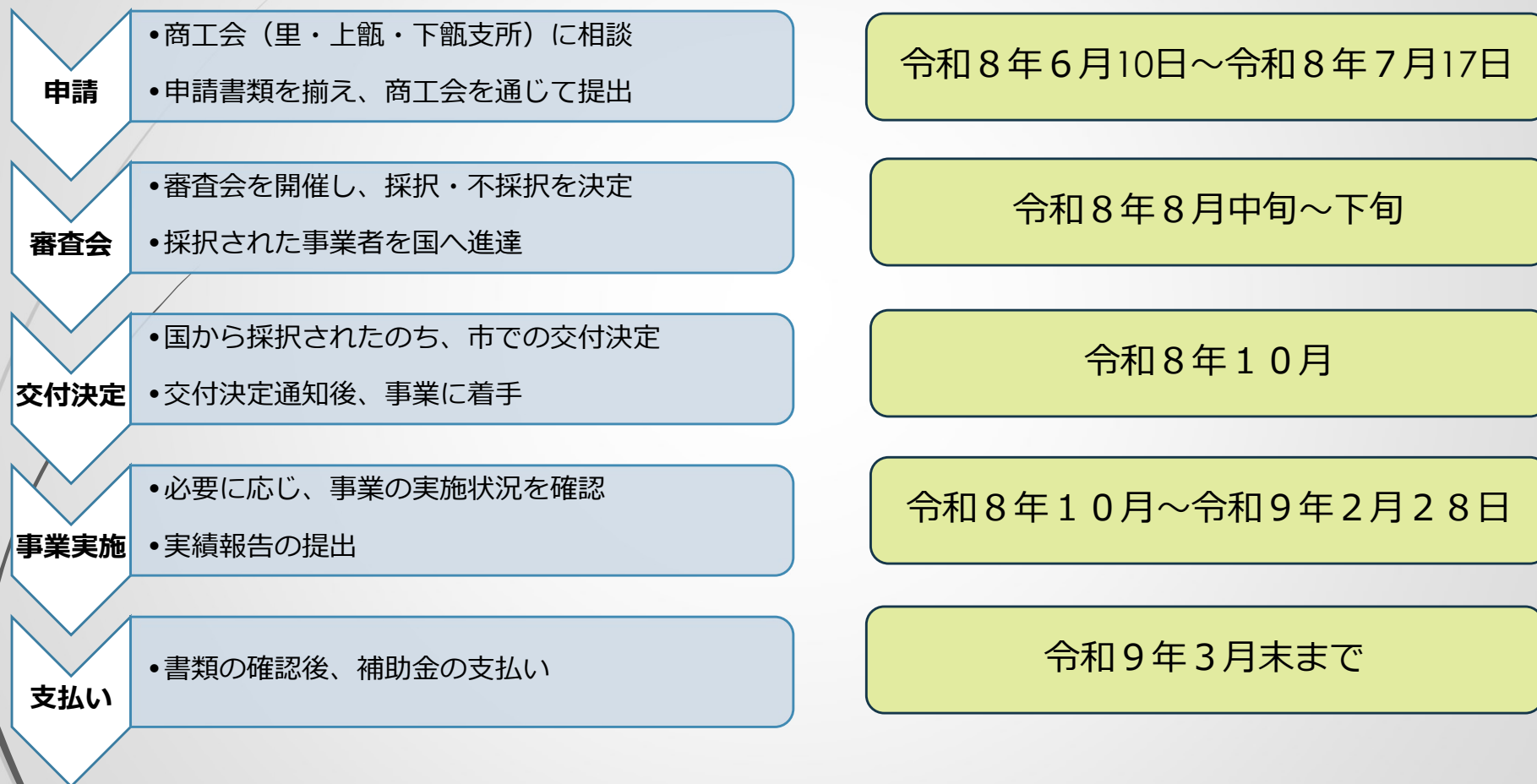
※1年を超える計画（複数年の事業計画）を策定する場合は、条件があります。

複数年の事業計画

複数年の事業計画を作成する際、次の点に注意してください。

- ① 地域社会維持にとって特に重要であると認められる事業
- ② 事業計画期間中、甌島地域での事業所全体の雇用者数が減少していないこと。
- ③ 事業期間内に赤字にならないこと。

5 申請から補助事業終了までの流れ



6 注意事項

- ▶ 事業計画の策定に当たっては、**必ず前もって薩摩川内市商工会の経営指導員に相談し**、事業計画を練り上げてください。
- ▶ 事業の実施に際し、**必要な事業資金は確保されている**必要があります。融資を検討している場合は、金融機関との調整が整っていることが必要です。
- ▶ 新規雇用に係る計画を十分に練り上げ、**必ず事業期間内に1名雇用することが条件**です。（事業拡大の申請のみ）
- ▶ 事業期間終了後においても、**継続して雇用を維持する**必要があります。

問い合わせ先

経済シティセールス部産業戦略課産業グループ

住 所：薩摩川内市神田町3番22号

電 話：0996-23-5111（内線：5763）

メール：kigyo@city.satsumasendai.lg.jp